

東京都の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和 2年度	13,843,525	8,609,540,572	248,319,032	1,557,448,266	18.1	20.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 2年度	154,411	599,864,220	266,403,310	286,059,360	1,152,326,890	7,463	7,041

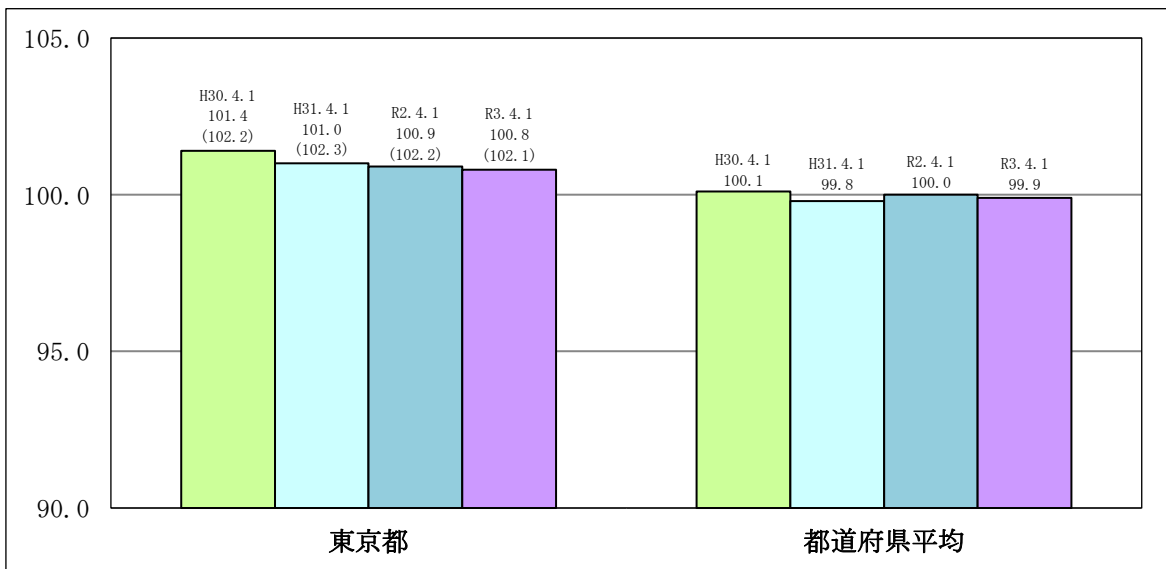
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 都道府県平均は、令和2年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和3年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当

の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

【参考】

都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。

令和3年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は117.7となり都道府県で最も高い水準にある。

都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 3年度	円 402,795	円 402,898	円 △103 (△0.03%)	% —	% —	% 0.0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 3年度	月 4.45	月 4.55	月 △0.10	月 △0.10	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げることを踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.9歳	315,489円	463,399円	397,422円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
都道府県平均	42.8歳	322,084円	414,254円	364,117円

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	50.4歳	1,300人	290,644円	393,826円	359,294円
うち清掃職員	54.8歳	21人	350,781円	495,381円	434,081円
うち用務員	52.7歳	438人	273,626円	360,599円	336,721円
うち自動車運転手	52.3歳	38人	287,508円	469,334円	356,568円
うち守衛	54.8歳	32人	307,159円	459,425円	378,003円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
都道府県平均	53.8歳	176人	315,772円	370,253円	347,007円

区分	民間			参考
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	46.6歳	304,600円	1.63
うち用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	50.3歳	235,200円	1.53
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	56.0歳	313,200円	1.50
うち守衛	警備員	48.8歳	287,200円	1.60

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,912,248円	4,236,800円	1.87
うち用務員	5,831,321円	3,186,100円	1.83
うち自動車運転手	7,231,708円	4,075,700円	1.77
うち守衛	7,213,738円	3,993,500円	1.81

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成30年から令和2年までの3か年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	44.2歳	355,345円	458,099円
都道府県平均	44.9歳	371,982円	433,607円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.0歳	336,163円	434,491円
都道府県平均	42.3歳	355,651円	410,573円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	39.4歳	322,693円	498,435円	404,765円
国	41.4歳	320,029円	—	378,869円
都道府県平均	38.6歳	324,804円	461,882円	373,466円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当（時間外勤務手当）などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ

ベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和3年国家公務員給与等実態調査及び令和3年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	総合職 186,700円 一般職 182,200円
	高校卒	145,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	143,000円	147,900円
	中学卒	—	139,900円
教育職	大学卒	197,300円	—
	短大卒	180,400円	—
警察職	大学卒	211,100円	総合職 214,400円 一般職 211,400円
	高校卒	178,300円	173,400円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,143円	369,216円	392,531円	422,298円
	高校卒	224,909円	315,781円	347,915円	359,062円
技能労務職	高校卒	215,189円	294,839円	311,797円	322,831円
	中学卒	—	—	—	294,700円
高等学校 教育職	大学卒	303,023円	398,343円	417,486円	436,344円
	短大卒	296,144円	352,640円	369,825円	390,500円
小・中学校 教育職	大学卒	302,216円	400,178円	425,132円	441,312円
	短大卒	283,592円	381,032円	408,375円	429,100円
警察職	大学卒	286,480円	373,258円	401,906円	407,833円
	高校卒	255,916円	344,875円	380,211円	394,644円

(注) 諸手当を含まない。

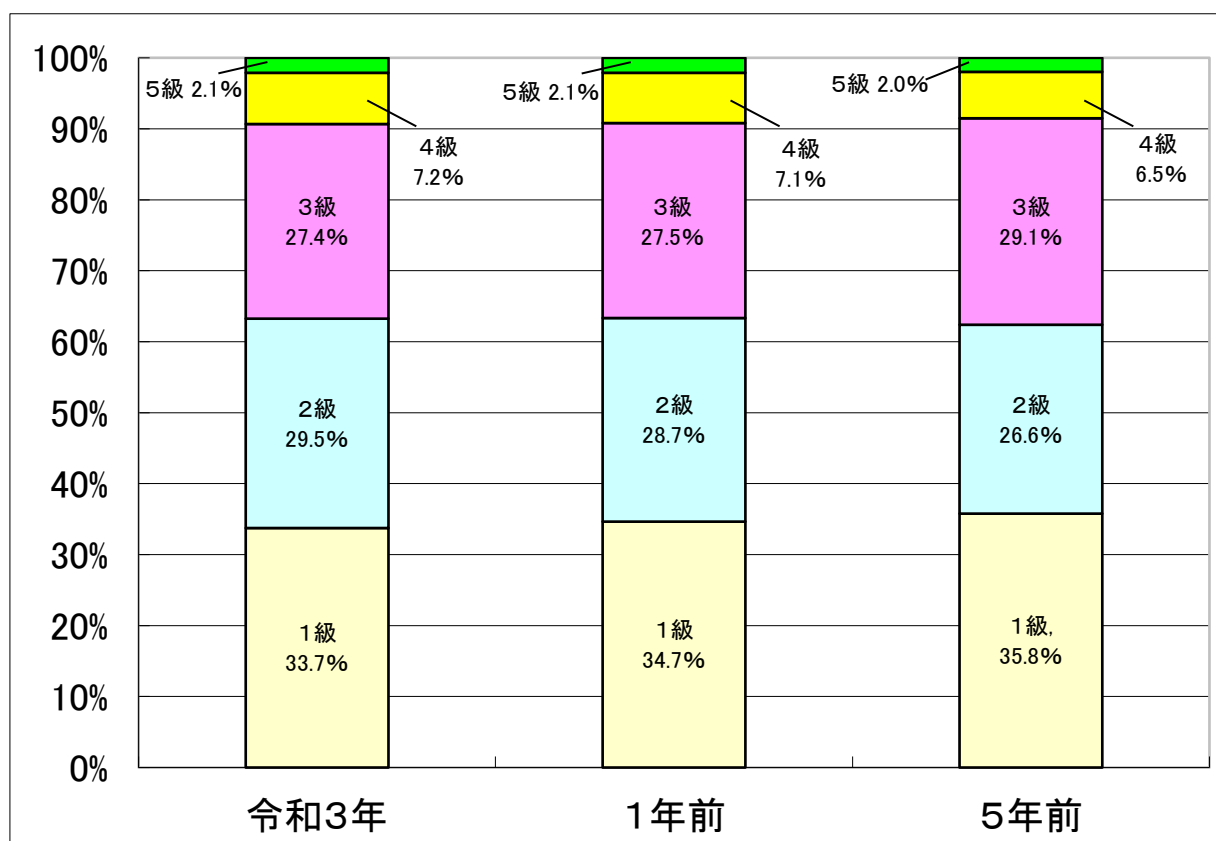
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

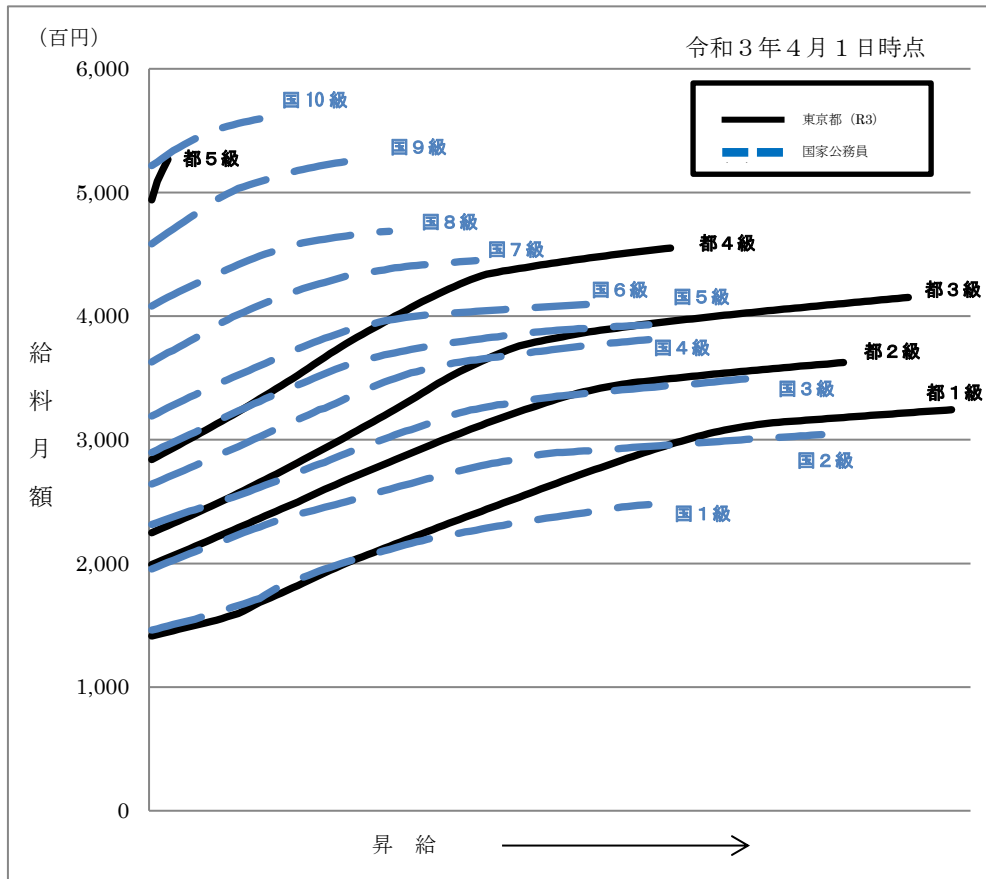
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	467人	2.1%	494,000円	526,700円
4級	課長	1,579人	7.2%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	6,009人	27.4%	224,800円	415,100円
2級	主任	6,464人	29.5%	199,100円	362,500円
1級	主事	7,395人	33.7%	141,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。</p> <p>なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。</p>
<p>2 昇給への勤務成績の反映状況（令和3年4月1日時点） 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。 一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。 令和3年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員数13,465名中、上位区分（5号昇給～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給））に決定された職員は3,722名（27.6%）であった。</p>

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。 なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和2年度中における運用） 都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。 管理職（再任用職員を除く。）については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。 令和2年12月の成績率は、部長級は10000分の19500から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の21500から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の15500から10000分の9122.5の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の14500から10000分の9225の範囲内で決定している</p>
--

(3) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円					

（注） 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度普通会計決算）		123,955,895 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度普通会計決算）		800,361 円		
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	
特別区、医師、歯科医師	111,317 人	20 %	20 %	
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	13,131 人		16 %	
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	18,386 人		15 %	
立川市、東大和市	4,099 人		12 %	
三鷹市、あきる野市	2,159 人		10 %	
東久留米市、羽村市	1,343 人		6 %	
武蔵村山市	572 人		3 %	
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	569 人		0 %	
袖ヶ浦市	65 人		12 %	16 %
藤沢市	2 人			12 %
市原市	32 人	10 %		
八街市	5 人	3 %		
鴨川市、館山市、鋸南町	62 人	0 %		
島しょ地域	1,249 人	0 %	0 %	
平均支給率		19.8 %	18.3 %	

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度普通会計決算）			7,636,834 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度普通会計決算）			134,639 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			36.6 %	
手当の種類（手当数）			37 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和2年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務 手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁 職員	死体解剖等の業務	341,791 千円	日額 200～610 円、1 体 190～3,200 円
危険現場等作業手当、 高所危険手当、高所手 当	知事部局職員、教育庁 職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,107 千円	日額 230～940 円、1 台 150～300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治 療・看護等の業務	90,691 千円	日額・1 勤務 210～ 5,000 円
精神神経疾患診療等 業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置 入院に関する業務等	1,682 千円	日額 170～500 円、1 回 720～1,420 円
と畜解体作業等業務 手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業 務等	24,324 千円	日額 550～2,720 円
放射線・有害物等取扱 業務手当、放射線業務 従事手当、放射線取扱 手当、有害薬品取扱手 当	知事部局職員、学校職 員、警視庁職員	放射線の操作業務等	6,102 千円	日額・1 勤務 180～390 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員	船員法の適用を受け る職員の乗船勤務	9,748 千円	日額 2,230～2,880 円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	2,731 千円	日額 190～270 円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事 務	183,683 千円	日額 360～640 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	19,545 千円	日額 660 円
交替制勤務者等業務 手当、深夜特殊業務手 当、夜間緊急招集手 当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員、東京消防庁職 員	深夜交替制勤務等の 変則勤務	2,232,836 千円	日額・1 勤務 410～ 3,900 円、1 回 650～ 10,000 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の療育・介護等 の業務	4,694 千円	日額・1 勤務 200～ 1,090 円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員	小笠原に所在する都 の機関の業務	19,164 千円	日額 300～700 円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	—	日額 4,500 円
産科医業務手当	知事部局職員	分べんに係る業務等	—	1 回 10,000～20,000 円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1 勤務 20,000 円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,544 千円	日額 750～2,700 円
分べん介助業務手当	知事部局職員	分べんの介助業務	—	1 回 3,000 円
新生児担当医業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室 (NICU) に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児 1 人 10,000 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,646 千円	日額 520 円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	19,782 千円	日額 710～980 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,496 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,020,033 千円	日額 1,700～6,400 円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,036,713 千円	日額 200～3,000 円、1 件 310～410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	87,026 千円	日額 300～510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	125,973 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	911,069 千円	日額 300～500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	28,183 千円	1 件 5,400 円、日額 250～5,500 円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救難・救助、国際緊急援助活動等	56,182 千円	1 回 460～840 円、日額 260～8,000 円

管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,328千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	96,070千円	日額640～1,230円、1時間400～8,120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,063千円	日額350円
出動手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	498,505千円	1回220～900円、日額2,600～5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	747,519千円	1回200～500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	7,146千円	日額330円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	27,921千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,537千円	日額220円

(6) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度普通会計決算）	54,836,082千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度普通会計決算）	354千円
支給実績（令和元年度普通会計決算）	56,955,486千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度普通会計決算）	369千円

(7) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度普通会計決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000円（課長級は3,000円）</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1) 子 10,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,500円（行（一）8級相当以上は3,500円）</p>	13,643,709千円	222,268円

住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000 円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給単価</p> <p>【国】 借家・借間 支給限度額 28,000 円</p>	3,523,211 千円	192,820 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 医師・歯科医師 ① 島しょ保健所等 145,000～306,900 円 ② 都外施設等 118,000～268,500 円 ③ 監察医務院 68,000～202,000 円 ④ 保健所・都立病院等 52,000～175,100 円 ⑤ 本庁・研究所 18,000～121,900 円 (2) 助産師・看護師等 900～5,800 円</p> <p>※(1)は大学卒業後 40 年間、(2)は学校等卒業又は修業年限経過後 5 年間支給</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給期間</p> <p>【国】 (1) 医師・歯科医師 ① 離島・へき地 57,600～414,800 円 ② 少人口市町村 54,600～368,800 円 ③ 地域手当 5 級地以下 49,100～308,600 円 ④ 地域手当 4 級地 38,900～251,200 円 ⑤ 地域手当 1～3 級地 27,500～184,700 円 (2) 医系技官等 17,400～50,800 円 (3) 研究員等 20,000～100,000 円</p> <p>※(1)及び(2)は採用から 35 年間、(3)は採用から 10 年間支給</p>	282,516 千円	1,398,594 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額 55,000 円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）×6月 ① 一般 2,600～15,000 円 ② 通勤不便 3,900～29,700 円 ③ 障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額 55,000 円）</p>	異なる	<p>交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 2,000～31,600 円</p>	21,064,627 千円	156,546 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km 以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～70,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	異なる	<p>距離制限、加算額</p> <p>【国】 (1) 距離制限 60 km 以上 (2) 加算額 8,000～70,000 円（職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上の場合に加算）</p>	256,810 千円	532,801 円
給料の特別調整額（管理職手当）	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合</p> <p>【国】 46,300～146,400 円</p>	9,696,025 千円	1,103,075 円

特地勤務手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) 特地勤務手当 {異動等時の(給料の月額+扶養手当)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当)×1/2}×支給割合(15/100~25/100) (2) 特地勤務手当に準ずる手当 異動等時の(給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100~6/100)</p>	異なる	<p>支給割合 【国】 (1) 特地勤務手当 4/100~25/100 (2) 特地勤務手当に準ずる手当 2/100~6/100</p>	574,145 千円	918,632 円
へき地手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する学校職員に支給 当該学校等への異動又は採用に伴って住居を移転した学校職員には、へき地手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) へき地手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(15/100~25/100) (2) へき地手当に準ずる手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100~4/100)</p>			635,797 千円	946,126 円
定時制通信教育手当	<p>【内容】 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額(教職調整額を含む)×支給割合(2/100~5/100)</p>			212,443 千円	169,819 円
産業教育手当	<p>【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額(教職調整額を含む)×支給割合(4/100~8/100)</p>			224,659 千円	249,344 円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 1,850~8,570 円</p>			3,748,158 千円	59,600 円
農林漁業普及指導手当	<p>【内容】 農業等の改良普及事業に従事する普及指導員若しくは林業普及指導員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 管理職 14,000 円 (2) 行(一)3級 21,000 円 (3) 行(一)2級以下 19,500 円</p>			10,306 千円	245,381 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 管理宿直(本部当直) 6,000 円 (2) 業務宿直 6,600 円 (3) 本署当直 7,800 円 (4) 島部当直 6,600 円 (5) 学校当直 6,100 円 (6) 医師宿直 30,000 円 ※5時間未満は1/2の額</p>	異なる	<p>支給単価、支給対象者 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400 円 (2) 特別の宿日直 5,300~7,400 円 (3) 医師当直 21,000 円 (4) 常直 22,000 円 ※5時間未満は1/2の額</p>	1,016,325 千円	178,084 円

管理職員 特別勤務 手当	<p>【内容】</p> <p>(1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>(2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】</p> <p>(1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円)</p> <p>(2) 2,000～6,000円</p>	異なる	<p>支給単価</p> <p>【国】</p> <p>(1) 6,000～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000～27,000円)</p> <p>(2) 3,000円～6,000円</p>	196,007千円	464,472円
夜勤手当	<p>【内容】</p> <p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】</p> <p>勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	7,150,845千円	148,728円
休日給	<p>【内容】</p> <p>休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】</p> <p>勤務1時間当たりの給料等の額×135/100</p>	同じ	—	17,738,915千円	862,075円
寒冷地 手当	<p>【内容】</p> <p>寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ)</p>	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	728,000 円 (1,456,000 円)		
	副 知 事	1,189,000 円		
	教 育 長	1,107,000 円		
報 酬	議 長	1,016,800 円 (1,271,000 円)		
	副 議 長	917,600 円 (1,147,000 円)		
	議 員	817,600 円 (1,022,000 円)		
期 末 手 当	知 事	(令和2年度支給割合)		
		3.45月分		
		3.45月分		
	副 知 事	(令和2年度支給割合)		
		3.45月分		
		3.45月分		
教 育 長	(令和2年度支給割合)			
	3.45月分			
	3.45月分			
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×50/100	3,494万円	任期ごと
		給料月額×在職月数×40/100	2,283万円	任期ごと
		給料月額×在職月数×26/100	1,036万円	任期ごと

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特例条例により、給料・報酬等を減額している。
（ ）内は、減額前の月額である。

6 職員数の状況

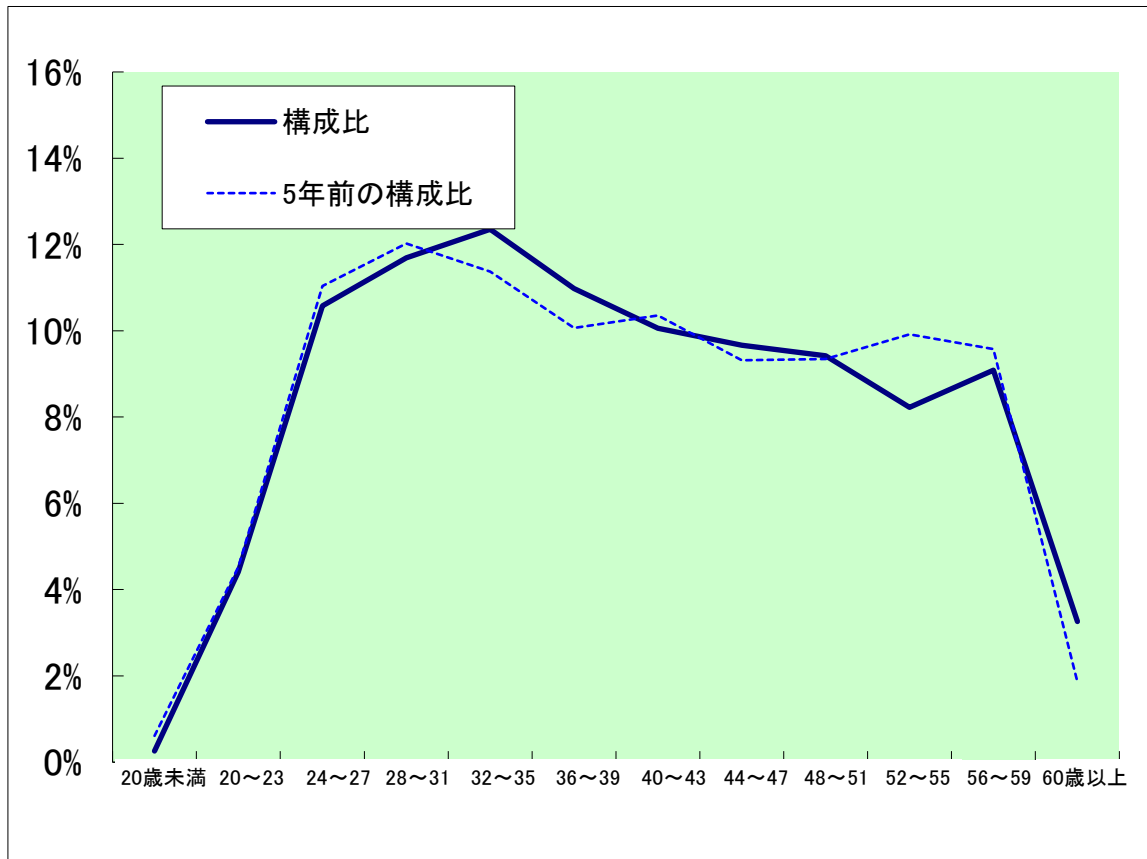
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和3年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	143 人	139 人	4 人	増加理由：新型コロナウイルス感染症対策に係る執行体制の強化、児童相談体制の強化等 減少理由：業務執行体制の見直し等
		総 務	4,499 人	4,369 人	130 人	
		税 務	3,052 人	3,053 人	△1 人	
		労 働	730 人	710 人	20 人	
		農林水産	602 人	609 人	△7 人	
		商 工	548 人	535 人	13 人	
		土 木	4,988 人	4,996 人	△8 人	
		民 生	2,916 人	2,884 人	32 人	
	衛 生	2,873 人	2,705 人	168 人		
		計	20,351 人	20,000 人	351 人	(参考：人口10万当たり職員数144.84人)
	教育部門	68,179 人	67,293 人	886 人	学級数及び児童・生徒数の増等	
	警察部門	47,583 人	48,236 人	△653 人		
	消防部門	18,890 人	18,882 人	8 人		
	小 計	155,003 人	154,411 人	592 人	(参考：人口10万当たり職員数1,103.16人)	
公営企業等会計部門	病 院	7,348 人	7,318 人	30 人	増加理由：業務執行体制の強化等 減少理由：業務委託の拡大等	
	交 通	6,728 人	6,612 人	116 人		
	水 道	3,587 人	3,634 人	△47 人		
	下水道	2,494 人	2,477 人	17 人		
	その他	812 人	831 人	△19 人		
	小 計	20,969 人	20,872 人	97 人		
合 計		175,972 人 [170,193 人]	175,283 人 [169,475 人]	689 人 [718 人]	(参考：人口10万当たり職員数1,252.40人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員等を除く。

2 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、退職者、派遣職員及び会計年度任用職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	456	7,761	18,621	20,574	21,737	19,321	17,696	17,010	16,582	14,480	15,989	5,745	175,972

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	18,553	18,985	19,421	19,892	20,000	20,351	1,798 (9.7%)
教育	64,630	65,182	65,585	66,619	67,293	68,179	3,549 (5.5%)
警察	46,865	47,223	47,811	48,056	48,236	47,583	718 (1.5%)
消防	18,840	18,657	18,861	18,867	18,882	18,890	50 (0.3%)
普通会計計	148,888	150,047	151,678	153,434	154,411	155,003	6,115 (4.1%)
公営企業等会計計	20,371	20,868	20,839	20,775	20,872	20,969	598 (2.9%)
総合計	169,259	170,915	172,517	174,209	175,283	175,972	6,713 (4.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 55,551,062	千円 △ 11,847,934	千円 27,536,498	% 49.6	% 51.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 3,211	千円 10,254,038	千円 6,558,609	千円 4,690,734	千円 21,503,381	千円 6,697	千円 7,352

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	48.0 歳	345,165 円	584,125 円
団体平均	44.6 歳	357,696 円	601,370 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東京都	48.8 歳	1,924 人	324,999 円	553,674 円
団体平均	45.5 歳	1,165 人	320,387 円	538,405 円

区分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
東京都	バス運転者	48.3 歳	477,100 円	1.16
団体平均	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
東京都	6,644,083 円	5,725,000 円	1.16

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30年から令和2年までの3か年平均）
- 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）												
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,494 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円												
（令和2年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">2.50 月分</td> <td style="text-align:center;">2.05 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(1.40) 月分</td> <td style="text-align:center;">(1.00) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.05 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	（令和2年度支給割合） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">期末手当</td> <td style="text-align:center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">2.50 月分</td> <td style="text-align:center;">2.05 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(1.40) 月分</td> <td style="text-align:center;">(1.00) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.05 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.05 月分												
(1.40) 月分	(1.00) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.05 月分												
(1.40) 月分	(1.00) 月分												
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%												

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東 京 都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 1,865千円 15,860千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,124,098 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		692,114 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、青梅市	20.0%	3,132 人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		193,688 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		80,103 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		78.4 %		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和2年度決算	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等 業務手当	乗務員、交替勤務 職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	190,299 千円	1 勤務 450 円～ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	3,313 千円	日額 200 円～230 円 1 件につき 1,000 円
防疫等業務手当	乗務員	ダイヤモンド・プ リンセス号の下船 者の輸送業務	76 千円	日額 2,000 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	3,331,763 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,080 千円
支給実績（令和元年度決算）	3,817,235 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,241 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は3,000円)	同じ	—	350,519 千円	199,385 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	16,244 千円	195,715 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	576 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (1月当たり限度額55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額55,000円)	同じ	—	398,342 千円	131,814 円

单身赴任 手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
管理職 手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	同じ	—	33,473 千円	1,115,773 円
宿日直 手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	<p>【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)4,000～18,000 円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円） (2)2,000～6,000 円</p>	同じ	—	186 千円	※
夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	70,398 千円	44,137 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 2年度	千円 132,753,454	千円 △ 14,584,719	千円 35,083,796	% 26.4	% 26.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 3,661	千円 13,200,686	千円 8,219,221	千円 6,241,017	千円 27,660,924	千円 7,556	千円 7,809

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	44.8 歳	381,277 円	645,872 円
団体平均	43.3 歳	378,168 円	640,774 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄運転士)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東 京 都	48.2 歳	638 人	381,896 円	650,176 円

区分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
全 国 計	鉄道運転従事者	40.2 歳	535,800 円	1.21

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
東京都	7,802,115円	6,430,100円	1.21

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年から令和2年までの3か年平均）。
- 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
- 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 4 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,703 千円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円	
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分		（令和2年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 4,641千円 18,885千円			1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,734,028 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		757,139 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
特別区	20.0 %	3,631 人	20.0 %
市川市	20.0 %	54 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		246,953 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		85,274 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		80.0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決 算）	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等業 務手当	乗務員、交替勤務 職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	238,901 千円	1 勤務 450 円～ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	8,052 千円	日額 200 円～230 円 1 件につき 1,000 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	3,519,079 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	972 千円
支給実績（令和元年度決算）	3,991,055 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,106 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職との異 内容 なる	支給実績 （令和2年度決 算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算 ）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年 度初めから満22歳年度末ま での場合は13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 （課長級は3,000 円）	同じ	—	391,372 千円	217,067 円

住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000 円</p>	同じ	—	33,761 千円	184,488 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給</p> <p>【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後 40 年間</p>	同じ	—	1,493 千円	1,493,123 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6 ヶ月定期券額（1 月当たり限度額 55,000 円） (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）× 6 月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1 月当たり限度額 55,000 円）</p>	同じ	—	612,355 千円	172,933 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km 以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	同じ	—	78,968 千円	1,128,114 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円 ※5 時間未満は 1/2 の額</p>	同じ	—	—	—

<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2) 2,000～6,000円</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>398 千円</p>	<p>※</p>
<p>夜勤手当</p>	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>540,907 千円</p>	<p>191,539 円</p>

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 1,265,474	千円 △ 913,058	千円 199,209	% 15.7	% 18.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 23	千円 83,596	千円 33,955	千円 41,591	千円 159,142	千円 6,919	千円 6,733

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	45.1 歳	404,517 円	625,595 円
団体平均	42.2 歳	357,206 円	558,503 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,981 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 ※ ※			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円		

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		17,429千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		871,454円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、青梅市	20.0%	21人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		22千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		2,756円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		40%	
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算） 左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	22千円 1勤務450円～1,200円 待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	— 日額200円～230円 1件につき1,000円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	9,513 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	453 千円
支給実績（令和元年度決算）	10,707 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	510 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は3,000円）	同じ	—	1,310 千円	218,373 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	382 千円	190,913 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000 円～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	10 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000円）	同じ	—	2,773 千円	126,056 円

単身赴任 手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算）	同じ	—	—	—
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	2,192 千円	1,096,292 円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5 時間未満は 1/2 の額	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円(勤務時間が6 時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2)2,000～6,000 円	同じ	—	2 千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額 ×25/100	同じ	—	54 千円	※ 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1 人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 302,159,394	千円 19,833,202	千円 31,982,148	% 10.6	% 10.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 3,741	千円 13,164,306	千円 6,736,875	千円 6,182,379	千円 26,083,560	千円 6,972	千円 6,790

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	43.0 歳	372,113 円	593,177 円
団体平均	44.0 歳	358,069 円	566,170 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参 考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,728 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,604千円 20,830千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,722,921 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		748,261 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,417 人	20.0 %
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	222 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		27,951 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		38,289 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		19.7 %		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん隄な山地等における実作業等	311 千円	日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	146 千円	1 時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	7,318 千円	1 時間 40～500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	14,925 千円	1 勤務 400～1,000 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	5,251 千円	1 枚 10～75 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	2,800,156 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	757 千円
支給実績（令和元年度決算）	2,850,907 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	771 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は 3,000 円）	同じ	—	271,528 千円	202,331 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	78,263 千円	179,092 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額 55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）×6月 ①一般 2,600～15,000円 ②通勤不便 3,900～29,700円 ③障害者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額 55,000円）</p>	同じ	—	628,312 千円	177,992 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	1,008 千円	504,000 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	167,796 千円	1,126,146 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—

管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2) 2,000～6,000円	同じ	—	2,307 千円	329,571 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	49,332 千円	230,523 円
寒冷地 手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ) 【支給額】 (1) 世帯主 ①同居扶養親族有 6,100円 ②同居扶養親族無 3,300円 (2) その他 2,400円	同じ	—	—	—

(5) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 2年度	千円 4,810,063	千円 740,619	千円 71,737	% 1.5	% 3.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 7	千円 28,355	千円 17,509	千円 14,154	千円 60,018	千円 8,574	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	41.6 歳	420,331 円	708,360 円
団体平均	44.3 歳	348,807 円	536,371 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における工業用水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 2,022 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都	参考（東京都の知事部局等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.00月分 勤続25年 30.50月分 勤続35年 43.00月分 最高限度 43.00月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.00月分 勤続25年 30.50月分 勤続35年 43.00月分 最高限度 43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 一千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		5,979 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		854,146 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	7 人	20.0 %
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	0 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		—		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		—		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん隄な山地等における実作業等	— 千円	日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	— 千円	1 時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	— 千円	1 時間 40～500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	— 千円	1 勤務 400～1,000 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	— 千円	1 枚 10～75 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	8,250 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,179 千円
支給実績（令和元年度決算）	6,369 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	910 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000円（課長級は3,000円）</p>	同じ	—	465千円	93,000円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】15,000円</p>	同じ	—	360千円	360,000円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）×6月 ①一般2,600～15,000円 ②通勤不便3,900～29,700円 ③障害者4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000円）</p>	同じ	—	1,380千円	197,077円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	1,075千円	1,075,000円

宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の日（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円） (2) 2,000～6,000 円	同じ	—	—	—
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	—	—
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給（11～3月のみ） 【支給額】 (1) 世帯主 ①同居扶養親族有 6,100 円 ②同居扶養親族無 3,300 円 (2) その他 2,400 円	同じ	—	—	—

(6) 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 347,161,001	千円 17,941,979	千円 20,378,973	% 5.9	% 5.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 2,633	千円 8,651,962	千円 3,922,934	千円 3,321,443	千円 15,896,339	千円 6,037	千円 6,396

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	40.6 歳	367,305 円	564,404 円
団体平均	43.7 歳	355,696 円	533,366 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における下水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,348 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,856 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,106千円 22,452千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,790,281 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		727,460 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	2,486 人	20.0 %

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		44,019 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		67,101 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		26.4 %		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
調査・折衝等業務手当	下水道事務所職員	下水道使用調査業務	964 千円	日額 200～365 円

管きよ・センター 作業手当	水再生センター、 下水道事務所、基 幹施設再構築事務 所職員	管きよ内維持管理 作業、汚水・汚泥処 理作業	20,490 千円	日額 300～550 円
危険現場作業手当	水再生センター、 下水道事務所職員	高所・地下作業、高 圧電気作業	2,112 千円	1 時間 100～120 円 (電気主任技術 者として選任さ れた者 日額 160 円)
変則勤務手当	水再生センター、 下水道事務所職員	三交替勤務、夜間 工事監督	20,454 千円	1 勤務 340～460 円 1 夜間勤務 1,500 円

(オ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和 2 年度決算)	1,191,644 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 2 年度決算)	502 千円
支給実績 (令和元年度決算)	1,168,735 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	465 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和 2 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 2 年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円 (子が満 16 歳年 度初めから満 22 歳年度末ま での場合は 13,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は 3,000 円)	同じ	—	172,895 千円	205,583 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り 受け、月額 15,000 円以上の家賃を 払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職 員にのみ支給し、管理職には支給 されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	77,044 千円	183,438 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額 55,000 円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）× 6月 ①一般 2,600～15,000 円 ②通勤不便 3,900～29,700 円 ③障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額 55,000 円）</p>	同じ	—	382,475 千円	159,630 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km 以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～60,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	528 千円	528,000 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600 円</p>	同じ	—	126,558 千円	1,119,982 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は 1/2 の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円（勤務時間が 6 時間超の場合は、6,000～27,000 円） (2) 2,000～6,000 円</p>	同じ	—	1,177 千円	19,949 円

夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額 × 25/100</p>	同じ	—	98,069 千円	273,933 円
------	---	----	---	-----------	-----------